

外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

改定箇所

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践を実施するとともに、令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」に留意すること。

STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）
- イベント開催の自粛

- 休校

STEP1

- 外出時における「新しい日常」の徹底

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和（例）・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）

STEP2

- 休業要請となる施設の利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和（例）・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- クラスター発生歴のある施設の徹底した利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

STEP3

- 他県への不要不急の移動の自粛（6/18まで）

- 適切な感染拡大防止対策をとった上で全ての施設の休業要請を終了（接待を伴う飲食店等及びライブハウスについては6/19から）
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜12時まで）（営業時間短縮は6/18をもって終了）

- 6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）1,000人以下
7/10以降：（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）5,000人以下
感染状況を見つつ、8/1以降を目途：（屋内）収容定員の半分以下

都民・事業者による「新しい日常」の徹底